

公募型プロポーザルの公告

公募型プロポーザルにより業務委託者の選定を行いますので、次のとおり公告します。

令和6年4月22日

明日香村長 森 川 裕 一

1 公募型プロポーザル公告に付する事項

(1) 委託業務名

令和6年度 第403号 明日香村の在宅医療と介護を含めた拠点整備基本構想・基本計画策定支援業務委託

(2) 委託期間

契約締結日の翌日から令和8年3月31日

(3) 委託業務の内容

本業務は、本村における在宅医療と介護を含めた拠点整備に関する基本構想・基本計画策定を支援するにあたり、地域特性や医療・介護の状態を把握したうえで指針を位置付けることを目的とする。

1. 明日香村の在宅医療と介護を含めた拠点整備基本構想・基本計画策定支援業務
2. 設計者選定に係る仕様書等の作成
3. 会議等の運営・支援業務

(4) 委託金額

金4,598,000円（消費税及び地方消費税を含む。）を上限とし、業務完了後一括して支払います。

2 参加資格

- (1) 地方自治法施行令第167条の4の規定に該当しないこと。
- (2) 民事再生法の規定による再生手続開始の申立て中、または再生手続中でないこと。
- (3) 会社更生法の規定による更生手続開始の申立て中、または更生手続中でないこと。
- (4) 令和6・7年度明日香村入札参加資格者名簿に登録されていること。
- (5) 明日香村建設工事等請負契約に係る入札参加資格停止措置要綱による指名停止中でないこと。
- (6) 国や地方公共団体等において、在宅医療と介護を含めた拠点整備基本構想・基本計画策定に関する業務の実績を有していること。

3 業務委託者の選定方法

明日香村では、中長期的に後期高齢者の増加割合が大きくなり、これまで以上に85歳以上の人口が急増することにより、要介護高齢者が増加することを見据え、終末期、看取りをも意識した持続可能で効果的な在宅医療と介護を含めた地域包括ケアのサービス提供体制のあり方とその拠点となる施設整備に向けた支援を行う業務の委託者を選定するにあたり、参加者を公募し、当該参加者に対して参加申込書・提案書の提出を求め、かつヒアリングを実施し、「明日香村の在宅医療と介護を含めた拠点整備基本構想・基本計画策定支援業務に係る審査項目及び審査基準」に基づき審査を行い、最も高得点を獲得した者を契約候補者として選定します。プロポーザルへの

参加を希望される場合は、実施要領等を確認のうえ、参加申込書及び提案書を提出期限までに提出してください。

尚、主な日程は、次のとおりです。

実施内容	実施期間又は期日
実施要領等の交付	令和6年4月22日（月）～令和6年5月8日（水）
参加申込書の提出	令和6年4月22日（月）～令和6年5月8日（水）
質問票の提出	令和6年5月14日（火）
回答日	令和6年5月17日（金）
提案書の提出	令和6年5月22日（水）～令和6年5月29日（水）
ヒアリング	令和6年6月11日（火）予定
審査結果の通知	令和6年6月中旬予定
契約の締結	令和6年6月下旬予定

4 公募型プロポーザル実施要領等の交付期間等

(1) 交付期間

令和6年4月22日（月）から令和6年5月8日（水）まで

（ただし、土・日曜日及び祝日を除く、午前9時から午後5時まで）

(2) 交付場所

明日香村役場 健康づくり課

〒634-0142 奈良県高市郡明日香村大字橘21番地

(3) 交付資料

- ① 公募型プロポーザル実施要領
- ② 業務仕様書
- ③ 参加申込書（様式1）
- ④ 資格調書（様式2）
- ⑤ 質問票（様式3）
- ⑥ 提案書（様式4～様式6）

※ 上記の交付資料は、明日香村のホームページ（<http://www.asukamura.jp>）からもダウンロードができます。

5 参加申込書の提出

(1) 提出期間

令和6年4月22日（月）から令和6年5月8日（水）まで

（ただし、土・日曜日及び祝日を除く、午前9時から午後5時まで）

(2) 提出場所

明日香村役場 健康づくり課

〒634-0142 奈良県高市郡明日香村大字橘21番地

(3) 提出書類

- ① 参加申込書（様式1）
- ② 資格調書（様式2）

※ 会社概要、国や地方公共団体等において、在宅医療と介護を含めた拠点整備基本構想・基

本計画策定に関する業務の受託実績を詳細に記入してください。

(4) 提出方法

持参又は郵送にて提出してください。尚、郵送による場合は、書留郵便で令和6年5月8日(水)午後5時までに到着したものに限り受け付けします。

6 質問票の提出

(1) 受付期間

令和6年5月14日(火)
(ただし、午前9時から午後5時まで)

(2) 質問方法

質問票(様式3)に質問内容を記入し、下記のFAX番号あて送信してください。尚、電話、口頭での質問は受け付けません。

FAX番号 0744-54-5551(明日香村役場 健康づくり課あて)

(3) 回答

上記の受付日に受理した質問は、参加申込書の提出があった全ての者に、令和6年5月17日(金)までにFAXで回答します。

7 提案書の提出

(1) 提出期間

令和6年5月22日(水)から令和6年5月29日(水)まで
(ただし、土・日曜日及び祝日を除く、午前9時から午後5時まで)

(2) 提出場所

明日香村役場 健康づくり課
〒634-0142 奈良県高市郡明日香村大字橘21番地

(3) 提出書類

① 提案書表紙(様式4)

② 業務実施体制及び実績(様式5)

- 1 本業務の担当者の経歴、保有資格及び手持業務の状況など詳細な実績を含みます。
- 2 国や地方公共団体等において、在宅医療と介護を含めた拠点基本構想・基本計画策定に関する業務の受託実績の業務名や内容、契約金などを含みます。

③ 提案書(様式6)

- 1 明日香村の在宅医療と介護を含めた拠点整備の基本構想・基本計画策定支援業務
本村における在宅医療と介護を含めた拠点整備の基本構想・基本計画策定支援を行う上で、基本理念・コンセプトの作成、施設整備計画、必要機能の具体化、規模の算定、概算事業費、財源計画等策定を支援する手法について、具体的に提案してください。
- 2 設計者選定に係る仕様書等の作成
本村における在宅医療と介護を含めた拠点施設設計者選定に係る仕様書等の作成について、具体的に提案してください。
- 3 会議等の運営・支援業務
庁内会議や有識者会議、パブリックコメントなど、定期的にディスカッションを行い実現可能な拠点整備に向けて、共通理解を促進する手法について、具体的に提案してください。

④ 見積書(任意様式)

(4) 提出方法

持参又は郵送にて提出してください。尚、郵送による場合は、書留郵便で令和6年5月29日（水）午後5時までに到着したものに限り受け付けします。

(5) 提出部数

正本1部、副本10部を提出

(6) その他

- ① 用紙の規格は、A4・左綴じとし、文字の大きさは11ポイント以上
- ② 提案書表紙（様式4）を1ページとし、各ページに通し番号の記載
- ③ 提案書表紙（様式4）には、代表者の押印
- ④ 辞退する者は、速やかに提案辞退届（任意様式）を提出

8 契約の不締結

契約候補者の特定後、契約候補者が次のいずれかに該当すると認められるときは、契約を締結しないものとします。

- ① 契約候補者の役員等（法人にあっては非常勤を含む役員及び支配人並びに支店又は営業所の代表者、その他の団体にあっては法人の役員と同等の責任を有する者、個人にあっては、その者及び支配人並びに支店又は営業所を代表する者をいう。以下同じ。）が暴力団員（暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成3年法律第77号。以下「暴対法」という。）第2条第6号に規定する暴力団員をいう。以下同じ。）であるとき。
- ② 暴力団（暴対法第2条第2号に規定する暴力団をいう。以下同じ。）又は暴力団員が経営に実質的に関与しているとき。
- ③ 契約候補者の役員等が、自社、自己若しくは第三者の不正な利益を図り、又は第三者に損害を加える目的をもって、暴力団又は暴力団員を利用しているとき。
- ④ 契約候補者の役員等が、暴力団又は暴力団員に対して資金等を提供し、又は便宜を供与するなど直接的若しくは積極的に暴力団の維持、運営に協力し、又は関与しているとき。
- ⑤ 契約候補者の役員等が、暴力団又は暴力団員と社会的に非難されるべき関係を有しているとき。
- ⑥ 本契約に係る下請契約又は資材、原材料の購入契約等の契約（以下「下請契約等」という。）に当たって、その相手方が上記①から⑤のいずれかに該当することを知りながら、当該者と契約を締結したとき。
- ⑦ 本契約に係る下請契約等に当たって、上記①から⑤のいずれかに該当する者をその相手方としていた場合（上記⑥に該当する場合を除く。）において、明日香村が明日香村との契約の相手方に対して下請契約等の解除を求め、契約の相手方がこれに従わなかったとき。

9 その他

詳細は明日香村の在宅医療と介護を含めた拠点整備基本構想・基本計画策定支援業務に係る公募型プロポーザル実施要領によるものとします。

10 問い合わせ先

明日香村役場 健康づくり課

〒634-0142 奈良県高市郡明日香村大字橘21番地

なお、電話またはFAX番号は下記のとおりです。

電話0744-54-5550 FAX0744-54-5551